

石垣市立幼稚園給食費の徴収についての同意書

石垣市長 様

石垣市立幼稚園給食費の徴収について、下記のことを確認のうえ同意します。

記

保護者負担月額：石垣市立幼稚園 1号認定児 1,200円 (午前の幼稚園部分の副食費のみ)

対象児：1号認定児(3～5歳児クラス)の世帯年収360万円相当以上の第1子、第2子は徴収する。

(ただし、小学校3年生を修了していない児童から数えて第3子以降は免除とする。)

※世帯年収360万円相当以上とは、世帯合算の市町村民税が77,101円以上の世帯とする。

対象施設：公立幼稚園

期間：対象施設に在園中毎月徴収となります。(ただし、夏季休業中の8月は徴収なし)

納付期限：毎月20日(土・日・祝日にあたる場合は翌営業日)

納付方法：原則 口座振替

備考

- 給食費は、年間の利用額を夏季休業中の8月を除いた11ヶ月に分けてお支払い頂きます。
(幼稚園給食費には、幼稚園預かり保育部分のおやつ代等は含まれません。)
- 制度上、保護者負担額は原則固定額となります。(登園日数による日割り、アレルギー対応や食べる量による減額等の対応はできません。予めご了承ください。)
- 対象児の疾病等により、月の初日から末日までの期間の全日数に渡って欠席する場合で、保護者から事前に欠席理由の提出があり、欠席がやむを得ないと認められるときは当該月の給食費を徴収しません。
- 滞納した場合は、保護者からの「申出徴収」申請により児童手当から滞納分へ充当します。
- 市町村民税の修正申告や未申告者が申告を済ませた場合は、現年度分のみ遡及適用します。

令和 年 月 日

児童名

父署名

母署名